

本資料は設立総会時に指摘のあった箇所を修正しています。

次世代健康医療記録システム  
共通プラットフォームコンソーシアム

設立総会

議案書

2019年9月6日

於 TKP 新橋汐留ビジネスセンター3F

カンファレンスルーム 301

本資料は設立総会時に指摘のあった箇所を修正しています。

## 目次

第1号議案 コンソーシアム規約および会費規程承認の件

- コンソーシアム規約 議案資料 1-1
- 会費規程 議案資料 1-2

第2号議案 副会長、監事の承認の件 議案資料 2

第3号議案 活動計画の承認の件 議案資料 3

第4号議案 収支予算の承認の件 議案資料4

本資料は設立総会時に指摘のあった箇所を修正しています。

## 第1号議案

## 次世代健康医療記録システム 共通プラットフォームコンソーシアム規約

2019年9月6日制定  
2019年9月6日施行

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本コンソーシアムの名称は、「次世代健康医療記録システム共通プラットフォームコンソーシアム」(以下「本コンソーシアム」という)と称する。

2 略称名は NeXEHRs コンソーシアム、英語名は NeXEHRs-CPC とする。

(目的)

第2条 本コンソーシアムは、日本医療情報学会課題研究会「次世代健康医療情報システム共通プラットフォーム研究会」が提示する次世代健康医療情報システム NeXEHRs (以下、NeXEHRs という。)の基本コンセプトと実現方針を尊重した健康医療情報システムの実現を目指し、その共通プラットフォーム構築に貢献することを目的とする。

(活動)

第3条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) NeXEHRs の実現に必要な共通プラットフォームに関する技術的な指針、規格、仕様等の検討と策定
- (2) 前号における指針、規格、仕様等の実装に関する指針等の検討と策定
- (3) 前各号の活動の成果物の公開と利活用ならびに普及推進
- (4) NeXEHRs の実現に必要な共通プラットフォームに関する情報収集と会員相互の情報交換
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本コンソーシアムの目的を達成するために必要な活動

### 第2章 会員

(会員)

第4条 本コンソーシアムの会員は、本コンソーシアムの目的に賛同し、入会の承認を受けた法人、団体および個人とする。

(会員種別)

第5条 本コンソーシアムは、通常正会員、特別正会員、賛助会員で構成される。なお、通常正会員と特別正会員をまとめて「正会員」と称することとし、正会員をもって会員総会を構成する。

- 2 通常正会員は、本コンソーシアムの活動に賛同し運営等に協力する法人、団体または個人
- 3 特別正会員は、本コンソーシアムの発起人として設立に賛同した個人および幹事会の推薦にもとづき会員総会で入会を承認された法人、団体または個人
- 4 賛助会員は、本コンソーシアムの活動趣旨に賛同する法人または個人

(入会)

第6条 本コンソーシアムの会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、幹事会の承

本資料は設立総会時に指摘のあった箇所を修正しています。

認を受けなければならない。ただし、特別正会員を除く。

(退会)

- 第7条 本コンソーシアムを退会しようとする会員は、所定の退会届を会長に提出しなければならない。
- 2 本コンソーシアムの会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、幹事会の承認で退会したものとみなすことができる。
- (1) 年会費を納入期日までに納入せず、さらに3ヶ月以上納入しないとき。
  - (2) 本コンソーシアムの名誉を傷つけ、または本コンソーシアムの目的に著しく反する行為をしたとき。
  - (3) 第8条に記載されている義務の不履行、または第14条第3項に反する行為をしたとき。
  - (4) 上記のほか、年会費負担能力に疑義がある状態(破産手続・民事再生手続・会社更生手続・特別清算手続等の申立があった場合等)や、会員の所在や活動状況が不明であるなど、本コンソーシアムの会員資格を継続することが適当では無いと幹事会が認めたとき。

(権利と義務)

- 第8条 会員は、幹事会の定める条件に従い、本コンソーシアムの部会、ワーキンググループ(以下、部会等という。)の活動に参加することができる。ただし、部会等がその運営に関する事項を協議する際には、賛助会員はその議決権を有しない。
- 2 会員は、本コンソーシアムの活動成果に関する情報の提供を受けることができる。
- 3 正会員は、総会に出席してそれぞれ1票の議決権を有し、その議決権を行使し、また本コンソーシアムの活動に対して意見を述べることができる。
- 4 賛助会員は、総会に出席して本コンソーシアムの活動に対して意見を述べることができる。
- 5 法人または団体である会員(以下、法人等会員という。)は、本コンソーシアムの公式なホームページや広報資料等において、法人等会員のロゴを掲示することを本コンソーシアムに対して求めることができる。
- 6 会員は、本コンソーシアムの会員であることを自身が実施する広報活動、パンフレット、催事等において示すことができる。
- 7 会員は、本コンソーシアムが実施する広報活動、催事等において会員名称が掲出されることを承認するものとする。
- 8 会員は、特別正会員を除き第9条に定める所定の年会費を納めなければならない。
- 9 会員は、本コンソーシアムにおいては本規約、総会、幹事会の決定を遵守し、本コンソーシアムが行う各活動について、各会員が可能な範囲で積極的かつ適切に活動もしくは協力をしなければならない。

(年会費)

- 第9条 特別会員を除く会員は、本コンソーシアムの運営および活動に要する経費を負担するため、本コンソーシアムが別に定める年会費を納入するものとする。

(活動年度)

- 第10条 本コンソーシアムの活動年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

### 第3章 活動成果

(活動成果)

- 第11条 本コンソーシアムの活動により得られた成果としての認定は、幹事会が執り行う。
- 2 前項において認定された成果(以下、本活動成果という。)は、会員、非会員に関わらず、広く

本資料は設立総会時に指摘のあった箇所を修正しています。

公開されることを原則とする。

(知的財産権)

第12条 本活動成果に係る知的財産権の所属は本コンソーシアムに帰属するが、公開における本活動成果に貢献した者の表示方法については、その本活動成果ごとにそれに貢献した会員間で事前協議の上で、協議結果を幹事会に通知し、幹事会が関係者と調整の上で決定する。

- 2 第11条第1項で本活動成果と認定されたもの以外の知的財産権の取り扱いについては、本コンソーシアムは関与しない。

(秘密保持)

第13条 本コンソーシアムの活動の場において会員が提供または開示する情報は、公知の情報として扱う。但し、本コンソーシアムの活動の場において、特定の会員により秘密情報であることが示され、参加するメンバー全員が秘密保持誓約書に署名した下で開示された情報、本コンソーシアムと会員との間で個別に締結される秘密保持契約の下で開示された情報についてはこの限りではない。

(活動成果の利用)

第14条 会員は、本活動成果を無償で自らの研究開発、非営利事業に利用することができる。

- 2 正会員は、本活動成果を商業利用しようとする場合には、本コンソーシアムに対して書面(電子的書面を含む、以下同じ)で無償商業利用申請を行うことにより、幹事会の利用承認を得て無償で利用できる。
- 3 賛助会員は、本活動成果を商業利用しようとする場合には、幹事会が賛助会員による無償商業利用が可能であると認定した一部の活動成果に限り、本コンソーシアムに対して書面で無償商業利用申請を行うことにより、幹事会の利用承認を得て無償で利用できる。
- 4 会員でないものは、本活動成果を利用しようとする場合には、本コンソーシアムに対して利用目的や利用範囲等とともに非会員利用申請し、利用が承認された場合には、その決定にもとづき無償利用または有償利用することができる。
- 5 前各項において、本活動成果の利用者は、別途定められた利用規則を遵守しなければならない。また、その利用者の責任において利用するものとし、利用の形態や目的を問わず、本活動成果の利用により万一利用者その他第三者に損害が発生しても、本コンソーシアムは責任を負わない。
- 6 第2項および第3項において本活動成果を無償利用しようとする会員が、別途定められた利用許諾条件を満たす場合には、幹事会は申請から30日以内に無償利用を承認しなければならない。
- 7 第4項において、非会員利用申請があった場合の利用承認ならびに利用条件の決定の手続きについては、別途、幹事会で定める。

## 第4章 役員

(役員)

第15条 本コンソーシアムに、役員として会長1名、副会長若干名、監事1名をおく。

(役員職務)

第16条 会長は、本コンソーシアムを代表して、幹事会、総会を主宰し、本コンソーシアムの会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在時にその職務を代行する。

本資料は設立総会時に指摘のあった箇所を修正しています。

- 3 監事は、本会の業務および財産に関してその執行状況を監査し、総会に報告する。

(役員を選任)

- 第17条 会長は、正会員の中から互選により選任し、総会の承認を得る。
- 2 副会長は、会長が正会員の中から指名し、総会の承認を得る。
  - 3 監事は、会長が会員以外から指名し、総会の承認を得る。

(役員任期と補充)

- 第18条 役員任期は選任後3年以内に終了する活動年度のうち最終のものに関する活動報告を議決する総会の日までとし、再任を妨げない。
- 2 役員がなんらかの理由で活動年度の途中で退任したときは、新たに後任の役員を選任し、その任期は前任者の残任期間とする。

## 第5章 顧問

(顧問)

- 第19条 本コンソーシアムに、顧問を若干名おくことができる。

(顧問の職務)

- 第20条 顧問は、幹事会、総会、部会等、および本コンソーシアムの会議および催事等に出席して、意見を述べることができる。

(顧問を選任)

- 第21条 顧問は、会長が必要としたときに会員以外から指名し、幹事会の承認を得て選任し、選任日以降の最初の総会で報告する。

(顧問任期と補充)

- 第22条 顧問任期は、選任後1年以内に終了する活動年度の終了する日までとし、再任を妨げない。
- 2 顧問がなんらかの理由で活動年度の途中で退任したときは、必要であれば前条により新たに顧問を選任し、その任期は前項を適用するものとする。

## 第6章 会議

(会議の種別)

- 第23条 本コンソーシアムの会議は、総会、幹事会とし、総会は年1回以上開催する。

(総会)

- 第24条 総会は、正会員をもって構成し、次の事項を議決する。
- (1) 活動計画および収支予算
  - (2) 活動報告および収支決算
  - (3) 本規約の変更
  - (4) 解散および残余財産の処分
  - (5) 会費および負担金規定

本資料は設立総会時に指摘のあった箇所を修正しています。

(6)その他、本コンソーシアムの運営に関する重要事項

- 2 総会は会長が招集し、定足数は正会員の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立とする。
- 3 総会の議長は会長が務める。
- 4 総会に出席できない正会員は、総会の議長または他の出席正会員に事前にその権限を書面または電子メールにより委任することができる。この場合、当該正会員は、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議事は、議決権を有する出席正会員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 総会を招集するときは、会議の日時、場所、主要な審議事項を記載した書面または電子メールにより、開催の日の少なくとも7日前までに、会員に通知しなければならない。
- 7 正会員の3分の1以上から本規約に定める総会が議決すべき事項について審議のために総会の開催請求があったときは、会長は請求のあった日から遅くとも30日以内に総会を招集しなければならない。
- 8 総会の議事録は、本コンソーシアムの Web サイトに公開する。

(幹事会)

- 第25条 本コンソーシアムの運営と円滑な活動を行うため、幹事会をおく。
- 2 幹事会は会長および運営幹事若干名により構成される。
  - 3 運営幹事は会長が指名する会員のほか、自薦もしくは他薦された会員のなかから幹事会の議決による賛成をもって新たに選出できる。
  - 4 運営幹事の任期はその運営幹事が選任された活動年度の末日までとし、再任を妨げない。
  - 5 幹事会は、本規約に定める事項の他、総会の議決した事項を執行し、総会に付議すべき事項を審議し、その他総会の議決を要しない事項を議決する。
  - 6 幹事会は、構成員の2分の1以上の出席(委任状を認めない)をもって成立とする。
  - 7 幹事会の議決は、原則として全員一致により議決するものとするが、全員一致をみない場合には、議長が決するものとする。
  - 8 幹事会は、必要に応じて開催することとし、会長が招集する。
  - 9 幹事会の開催は、電子メール、インターネット Web 等の電子的手段にて代用することができるものとする。
  - 10 会長が必要と認めたとき、または正会員の3分の1以上から請求があったときは、30日以内に幹事会を招集しなければならない。
  - 11 会長が必要と認めた者は、幹事会に出席できる。
  - 12 幹事会は必要と認める事項については、部会等での検討を要請することができる。
  - 13 幹事会は運営上必要と認める事項については、幹事会の下に委員会を設置することができる。
  - 14 幹事会の議長は、会長が務める。
  - 15 幹事会の議事録は、会員に公表する。

(部会およびワーキンググループ)

- 第26条 本コンソーシアムは、本コンソーシアムの活動運営上必要があるときは、幹事会の議決により部会、および部会の下にワーキンググループ(以下、WG という)を設置することができる。
- 2 部会または WG は、それらの目的に対して意欲的に実務を行う会員および会員外の有識者等から構成される。
  - 3 部会長または WG リーダーは、正会員の推薦等を考慮の上で幹事会が指名する。
  - 4 部会または WG のメンバーおよび運営に関する事項については、幹事会の承認の上で部会長が定めることができる。



本資料は設立総会時に指摘のあった箇所を修正しています。

(事務局)

- 第27条 本コンソーシアムの事務局を日本国内におく
- 2 本コンソーシアムの事務局業務を執り行うため、事務局長をおく。
  - 3 事務局長は、会長が指名する。

## 第7章 資産および会計

(資産の構成)

- 第28条 本コンソーシアムの資産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 会費
  - (2) 設立後に寄付を受けた財産
  - (3) 資産から生じる収入
  - (4) 活動に伴う収入
  - (5) その他の収入

(資産管理)

- 第29条 本コンソーシアムの資産は、会長が管理する。
- 2 資産の内、その使徒または管理方法について指定して寄付されたもの(管理経費に充当するものとして幹事会が定めた一定割合に相当する部分を除く)については、その指定に従わなければならない。

(経費の支弁)

- 第30条 本コンソーシアムの経費は、資産をもって支弁する。

(活動計画および収支予算)

- 第31条 本コンソーシアムの活動計画書、収支予算は、会長が毎活動年度開始前に作成し、当該活動年度に開催される最初の総会の議決を得なければならない。

(活動報告および収支決算)

- 第32条 本コンソーシアムの活動報告書、収支決算および財産目録は、会長が活動年度終了後遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経て、当該活動年度終了後90日以内に開催される総会の議決を得なければならない。

(特別会計)

- 第33条 本コンソーシアムは、活動の遂行上必要がある場合は、幹事会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

(剰余金の処分)

- 第34条 本コンソーシアムの収支決算に剰余が生じた場合は、総会の議決を得て、その全部または一部を翌活動年度に繰り越し、または積み立てることができる。

## 第8章 規約の変更、活動期間および継続、解散

(規約の変更)

- 第35条  
本規約は、第24条第1項に基づき、総会の議決を得た場合変更できる。

本資料は設立総会時に指摘のあった箇所を修正しています。

(解散)

第36条 本コンソーシアムは、第2条に示した本コンソーシアムの目的を果たしたとき、第24条第1項に基づき、総会の議決を得て解散する。

(残余資産の処分)

第37条 本コンソーシアムの解散の場合、残余資産は前条に示した手続きの後、本コンソーシアムと類似の目的を持つ他の法人または団体、もしくは医療情報関連の非営利法人もしくは団体に寄付するものとする。

2 前項の内容は、第24条第1項に基づき、総会の議決を得て決定される。

## 第9章 雑則

(活動実費の徴収)

第38条 本コンソーシアムは、第3条に定める活動の実施に当たって、会合開催やワーキンググループの活動等、特別な予算の措置を必要とする活動を実施しようとする場合には、必要に応じて、当該活動に必要な実費を賛同が得られた会員から徴収することができる。

2 前項の徴収は、幹事会の議決によるものとする。

(実施細則)

第39条 本規約の実施に関して必要な事項は、会長が幹事会の議決を得て、別に定めることができる。

(準拠法)

第40条 本規約は、日本法に基づいて解釈されるものとする。

## 附則

附則1 この規約は2019年9月の設立総会開催日から施行する。

附則2 第6条にかかわらず、あらかじめ設立発起代表者が定めた設立総会開催日前の入会希望申込み期限日(以下、「申込み期限日」という)までに入会希望書面をもって入会の意思表示をした者は、設立総会の日に入会が承認されたものとみなす。なお、設立総会において決議された規約に異議がある場合には、入会希望を取り下げることができる。

附則3 第6条にかかわらず、申込み期限日の翌日以降で設立総会開催日以前の入会希望書面をもって設立総会に出席し、本規約を承認する者は、設立総会の日それぞれ入会が承認されたものとみなす。

附則4 第10条第1項に関わらず、本コンソーシアムの最初の活動年度は設立総会開催日から2020年6月30日までとする。

附則5 第17条第1項に関わらず、本コンソーシアムの最初の活動年度開始時の会長は、設立発起人代表者をもって充てる。

附則6 本コンソーシアムの設立総会においては、第24条において「正会員」とあるのは「設立総会の日以前から本コンソーシアムの通常正会員として入会希望していた者、および設立総会開催日以前に特別正会員として加入することを承諾していた者」と、「会員」とあるのは「設立総会の日以前から本コンソーシアムの正会員または賛助会員として入会希望していた者、および設立総会開催日以前に特別正会員として加入することを承諾していた者」と、「会長」とあるのは「設立発起人代表者」と読み替えるものとする。

本資料は設立総会時に指摘のあった箇所を修正しています。

附則7 第25条第3項で定める運営幹事は、本コンソーシアムの最初の活動年度開始時においては  
会長指名の7者以内とする。

以下余白

## 会費規程

(目的)

第1条 この規程は会則第9条に基づき、通常正会員、特別正会員、賛助会員が納付する会費に関する規則を定める。

(会費)

第2条 会員は以下の会員種別に基づき事業年度ごとの年会費を、当該事業年度開始の日から2ヶ月以内に納付しなければならない。

会員種別	事業年度 年会費	課税・不課税の別
通常正会員	240,000円	不課税
特別正会員	なし	—
賛助会員	36,000円	不課税

第3条 年度途中の入会については、入会時期により7月～9月:100%、10月～12月:75%、1月～3月:50%、4月～6月:25%の算定率を第2条の年会費に乗じた額を納付するものとする。

第4条 年度途中の退会については、その理由の如何に関わらず、納付された会費は返還しないものとする。

附則1 この規程は、2019年9月の設立総会開催日より施行する。

附則2 事業年度途中の通常正会員から賛助会員へ、またはその逆の会員種別の変更は、退会と入会の手続きをとるものとし、退会と入会が同一日付でなされた場合に限り会員期間は継続しているものとする。

附則3 最初の事業年度(設立総会開催日～2020年6月30日)においては、2019年10月31日までに第2条記載額に100%の算定率を乗じた額を納付するものとする。

参考情報 振込先口座:  
銀行名: みずほ銀行 上野支店  
口座番号: 普通 3019830  
名義: NeXEHRs コンソーシアム

## 第2号議案

議案資料 2

副会長候補者

黒田 知宏	京都大学 教授 日本医療情報学会 理事
澤 智博	帝京大学 教授 日本医療情報学会 副代表理事

監事候補者

渡邊 亮一	一般社団法人 日本医療情報学会 事務局長 自治医科大学 名誉教授
-------	-------------------------------------

本資料は設立総会時に指摘のあった箇所を修正しています。

## 第3号議案

## 次世代健康医療情報システム共通プラットフォームコンソーシアム

## I. 3年間の活動方針

## 1. 活動目的

本コンソーシアムは、日本医療情報学会課題研究会「次世代健康医療情報システム共通プラットフォーム研究会」が提示する次世代健康医療情報システム NeXEHRs の3つの基本コンセプト

## ① 健康医療情報の本人主体管理

個人に基づく健康医療情報は医療提供機関単位ではなく、本人(患者等)単位で1記録とし、そのバックアップコピーを恒常的に預かる組織が運用されることを前提とする。

## ② 本人・医療提供者間での健康医療情報の共有

本人と医療提供者は、医療時に医療情報を共有する(明示的に拒否する場合を除く)。

## ③ 自他共栄的な健康医療情報の取り扱い

より良い医療を開発して他の患者への診療にも将来貢献するために、仮名化した健康医療情報を安全に二次利用することを前提とする。

および、次世代健康医療情報システムの実現方針 PAi-BiCS

P: 患者・市民参画(PPI: Patient and Public Involvement)

AI: AI、Automation、多様なヒューマンインタフェース(HI)の活用

Bi: BigData に対応(多施設データ管理とゲノムデータ対応)

C: Cloud 環境の積極的採用

S: 使える標準化 Standard の徹底した採用

を尊重した次世代型の健康医療情報システムの実現を目指し、その共通プラットフォーム構築に貢献することを目指す。

## 2. 活動内容

前記の活動目的を達成するために次の活動を行う。

## (1) NeXEHRs-PLAN の策定

日本医療情報学会 NeXEHRs 研究会と共同もしくは連携して、NeXEHRs の実



現に必要な共通プラットフォームに関する技術的な指針、規格、仕様等 (NeXEHRs-PLAN という) の検討および策定を行う。

(2) NeXEHRs-PLAT の策定と実装

NeXEHRs-PLAN にもとづき指針、規格、仕様等の実装に関する指針等 (NeXEHRs-PLAT という) の検討と策定、およびそれらの共通プラットフォーム部分の実装

(3) 前記活動の成果物の公開と利活用ならびに普及推進

(4) NeXEHRs の実現に必要な共通プラットフォームに関する情報収集と会員相互の情報交換

### 3. 活動形態ごとの活動方法

以下の形態をとって活動を行う。

(i) 部会およびワーキンググループ (WG)

主として本コンソーシアムの活動内容(1)(2)を行うため、これらに直接関わる全体的かつ具体的な活動テーマについて部会を設置し、活動テーマ、そのゴール、およびゴール達成までの計画と手順を明確化する。必要に応じてテーマとゴールを分割し、1以上の WG を部会の下に形成してサブテーマごとのゴールを達成し、それを集約することで部会のゴールを達成する。

(ii) シンポジウム／フォーラム／SNS・HP

主として本コンソーシアムの活動内容(3)を行うため、本コンソーシアムの考え方、活動、成果を、コンソーシアム以外の関係者や一般に向けて広く公表するとともに、普及や実装を推進するための各種イベントの実施や、SNS および HP での情報発信を行う。

シンポジウムは一般公開されたオープンなもので誰でも応募により参加することができるものとし、フォーラムは会員関係者により事前に案内された者だけが参加する形態とする。

(iii) セミナー／勉強会／情報懇談会

主として本コンソーシアムの活動内容(4)を行うため、会員の要望を適宜調査して、要望のある話題について、会員または外部講師によりセミナー、勉強会を開催し、そこで議論を行うことで、個々の会員の知識と理解を深める目的で実施する。

セミナーは特定のテーマについて1ないし2名の講師による講演(レクチャー)を聴き質疑応答を行う単発形式のものとし、勉強会は指導者(スパーバイザ)に依頼し、

特定のテーマの技術資料や論文等を決めて複数回で開催して勉強するもので、その参加者自身が分担して資料等を要約したりプレゼンしたりすることを含む開催形態とする。

また会員間の意見交流や異分野間の情報交換を促進するため、会員自身の事業活動や見聞情報のうち本コンソーシアムに関連のある話題について、会員自身から発表してもらい、その話題をもとに懇談を行う情報懇談会を定期的で開催する。

#### 4. 活動形態ごとの運営方針の概要

##### (1) 部会および WG

部会:

幹事会に対して正会員が設置要望を出し、幹事会が設置する。

部会長: 幹事会が正会員からの推薦等を考慮して正会員のなかから指名する。

参加者: 希望する会員が事前にメンバー登録する(法人・団体の場合は3名まで)。

NeXEHRs-PLAN/PLAT の策定: 参加メンバー全員で合意をとることが原則。

最終案の決定は正会員メンバー(議決権1)で3分の2以上賛成で決定。

WG:

幹事会に対して部会長が設置の必要性を報告し、幹事会が設置する。

WG リーダ: 幹事会が正会員からの推薦等を考慮して、部会長と協議した上で、会員のなかから指名する。

参加者: 希望する会員が事前にメンバー登録する(法人・団体の場合は3名まで)。

##### (2) シンポジウム／フォーラム(SPF)

幹事会が会員からの意見等を参考にして企画し、毎回、担当運営幹事を決めてその下で会員からなる実行チームを形成して開催する。

##### (3) セミナー／勉強会／情報懇談会(SSD)

セミナー／勉強会は、幹事会が会員からの意見等を参考にして企画し、会員から担当者を毎回割り当てて開催する。

#### 5. コンソーシアム成果物の決定

NeXEHRs-PLAN の成果物としての採択方法については、幹事会が今後全正会員

の意見を集約して決定する。

## II. 2019年度(2019.9.6～2020.6.30)活動計画

### II-1. 共通プラットフォーム指針の骨格と標準化リソースの構築

基本概念実現化部会(POC 部会)の設置し、3つの基本コンセプトを、PAi-BiCS 実現方針をもとにして実現していくために、社会システム、個人システム、医療システム、研究システム、データ流通システム、ネットワークシステム、IT システム等とこれらの相互連動システムの観点から、NeXEHRs の実現に必要な共通プラットフォームに関する主として技術的指針の骨格をまとめる。

また、同部会の下に主としてコード用語等を対象とした標準化リソース(コード用語等)構築 WG を設置し、共通プラットフォームの実装と運用に必要な標準化リソースをリストし、不足する個々の標準化リソースごとにその標準策定方針をまとめる。さらにそれらについて実際に外部リソースの導入と会員への提供や開発に着手する。

部会は、概ね 10 月から月 1 回程度開催し、適宜日本医療情報学会 NeXEHRs 研究会と合同で進める。

2020年3月にドラフトを完成させ、6月に成果物として承認することを目指す。

### II-2. 共通プラットフォーム実装環境調査

共通プラットフォームの実装を継続的かつ発展的に開発していくためのクラウド環境やソフトウェア開発環境とフレームワークについて調査し、候補となりうる環境について技術的なレポートおよび指針をまとめる。

2020年3月にドラフトを完成させ、6月に成果物として承認することを目指す。

### II-3. 一般向けシンポジウムの開催と社会への発表

患者・市民参画の観点から、メディアや患者団体、健康や医療情報管理の現状に素朴に疑問をもつ方々に、本コンソーシアムが目指している次世代健康医療情報システム NeXEHRs の考え方を紹介し、今後の継続的なディスカッションの場を形成する契機とする。時期は2020年 1 月から 6 月のどこかで計画。

#### II-4. セミナー・勉強会・情報懇談会の開催または開催準備

- ① 会員向けセミナーを、11月、1月、3月、5月を想定して計4回程度開催をする。
- ② 勉強会の計画を会員の意向調査を行い、テーマを設定する準備委員会を設置して準備する。もし本活動年度内に適当なテーマとスーパーバイザが手配できれば、1シリーズ開催する。
- ③ 情報懇談会を会員セミナーに合わせて2回程度開催する

#### II-5. 会員企業等が提供する電子カルテ等医療情報システムの調査

将来的に NeXEHRs 共通プラットフォームと連携していくためのプラットフォーム側の要件等の検討に資するようにするため、会員企業等が提供する電子カルテ等医療情報システムの概略を調査する。

#### II-6. 運営に関する会議等

- ・ 幹事会を、Web会議を積極的に活用しつつ原則として部会開催に合わせて月1回開催する。
- ・ 第2回目の総会を4月をめどに開催する。

以上

本資料は設立総会時に指摘のあった箇所を修正しています。

## 第4号議案

## 2019 活動年度 収支予算案

対象期間：2019年9月06日～2020年6月30日

項目	予算	備考
1 収入の部		
年会費	7,428,000	通常正会員26名 X 240,000円 賛助会員33名 X 36,000円 (9月6日時点)
雑収入	0	受取利息等
収入の部合計	7,428,000	
2 支出の部		
(1) 管理費	2,304,000	
事務局運営費	1,233,000	
事務用品等	20,000	消耗品等
事務ソフトウェア	100,000	Office365等
Web会議レンタル費	40,000	@月4400円x9(10月から)
事務局運用管理費	33,000	@月3300*9+3240
事務局人件費	1,040,000	@月130,000円x8(11月から)
サイト運用費	286,000	
ドメイン登録料	0	初年度は設立時費用で登録済み nexehrs-cpc.jp(初年度)
サイト運用料	36,000	@月4000円x9(レンタル10月から)
サイト構築費	250,000	設立時HPの簡単なリニューアル
事務局備品	200,000	ノートPC、Web会議用カメラ等
業務委託費	285,000	
事務局会計処理	165,000	@15000x1.1x10
法務関係処理	120,000	単発処理依頼2件
広報予算	300,000	社会へのコンセプト発信等
(2) 活動費	4,190,000	
総会	120,000	
総会開催費	120,000	設立総会、総会の計2回予定
部会	1,970,000	
部会開催費	770,000	9回 会場費@50000x9 外部有識者旅費謝金 @80000x4 等
WG活動支援費	200,000	
標準化リソース導入経費	1,000,000	
シンポジウム	800,000	1回会場費、運営委託費等
セミナー	600,000	4回 会場費@50000x4 講師旅費謝金@100,000x4 など
勉強会	400,000	資料購入費・講師謝金
その他活動	300,000	調査・レポート作成委託費等
(3) 設立時費用	32,810	ドメイン登録費、印鑑作成、電話機、事務消耗品等
(4) 予備費	901,190	今後新規加入者の収入分を算入予定
支出の部 合計	7,428,000	

本資料は設立総会時に指摘のあった箇所を修正しています。

## 報告事項

## 目 次

- |                               |       |
|-------------------------------|-------|
| 1. 通常正会員、賛助会員、特別正会員について       | 報告資料1 |
| 2. 顧問について                     | 報告資料2 |
| 3. 運営幹事の指名について                | 報告資料3 |
| 4. コンソーシアム活動成果の利用に関する実施細則について | 報告資料4 |
| 5. その他                        |       |



通常正会員 2019.9.6 現在

(50音順) 26 法人・団体

アマゾン ウェブ サービス ジャパン株式会社	株式会社 EM システムズ
株式会社インターネットイニシアティブ	株式会社 SBS 情報システム
亀田医療情報株式会社	キヤノンメディカルシステムズ株式会社
株式会社ケーアイエス	株式会社シーエスアイ
株式会社ソフトウェア・サービス	ソフトバンク株式会社
株式会社データホライズン	日鉄ソリューションズ株式会社
日本電気株式会社	日本アイ・ビー・エム株式会社
日本総合システム株式会社	日本調剤株式会社
一般社団法人日本メディカル AI 学会	株式会社 NOBORI
PHC 株式会社	株式会社ファインデックス
株式会社フィリップス・ジャパン	富士通株式会社
株式会社プレジジョン	METRICA 株式会社
株式会社メドレー	株式会社レスコ

本資料は設立総会時に指摘のあった箇所を修正しています。

賛助会員 2019.9.6 現在

(50音順) 33 法人・団体

\* 期日後に日本ユニシス株式会社(手続き中) を含む

IQVIA ソリューションズ ジャパン株式会社	アイテック阪急阪神株式会社
医薬産業政策研究所	一般財団法人医療情報システム開発センター
NEC ネクサソリューションズ株式会社	NTT コミュニケーションズ株式会社
株式会社 NTT データ	株式会社エムアイユー
株式会社エムシス	きりんカルテシステム株式会社
独立行政法人国立病院機構	株式会社 GRCS
株式会社ジャストシステム	株式会社ストレージ・ビジョン
田辺三菱製薬株式会社	株式会社テクノプロジェクト
株式会社電算	日通システム株式会社
公益社団法人日本医師会	日本医師会 ORCA 管理機構株式会社
日本光電工業株式会社	株式会社 BSN アイネット
東日本電信電話株式会社	株式会社日立製作所
富士通エフ・アイ・ピーシステムズ株式会社	一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会
みらかホールディングス株式会社	株式会社メタキューブ
メドメイン株式会社	株式会社湯山製作所
株式会社ラボテック	特定非営利活動法人 和歌山地域医療情報ネットワーク協議会

(個人) 1名

日高 浩敦

本資料は設立総会時に指摘のあった箇所を修正しています。

特別正会員 2019.9.6 現在

(50音順) 10名

今村 知明	奈良県立医科大学 教授
大江 和彦	東京大学、前日本医療情報学 代表理事・会長
岡田 美保子	(一社)医療データ活用基盤整備機構理事長
黒田 知宏	京都大学 教授
澤 智博	帝京大学 教授
鄭 雄一	東京大学 教授、神奈川県立保健福祉大学
中島 直樹	九州大学 教授、 日本医療情報学会代表理事・会長
松村 泰志	大阪大学 教授
康永 秀生	東京大学 教授
山本 隆一	(一財)医療情報システム開発センター理事長

顧問 2019.9.6 現在

(50音順) 5名

落合 慈之	東京医療保健大学 学事顧問 NTT 東日本関東病院 名誉院長 GS1 ヘルスケアジャパン協議会会長 医療トレーサビリティ推進協議会理事
田中 博	東北大学特任教授 東京医科歯科大学名誉教授 地域医療福祉情報連携協議会会長
永井 良三	自治医科大学 学長 東京大学名誉教授
牧 健太郎	牧会計事務所
森田 朗	津田塾大学 教授 前国立社会保障・人口問題研究所長

運営幹事 2019.9.6 現在

(50音順) 6団体

株式会社ケーアイエス

株式会社ソフトウェア・サービス

ソフトバンク株式会社

日本総合システム株式会社

株式会社ファインデックス

株式会社メドレー

## コンソーシアム活動成果の利用に関する実施細則

2019年9月6日制定

第1条 この規則は、コンソーシアム規約(以下、規約という。)第11条第1項に記載される成果(以下、本活動成果という。)に関して、規約第14条第5項に記載された利用規則、および第14条第6項に記載された利用許諾条件を定めるものである。

第2条 規約第14条第5項に記載された利用規則は以下とする。

- 1) 利用目的が規約第2条に照らして適切であること。
- 2) 利用にあたって、医療分野における個人情報保護関連のガイドライン等を遵守すること。
- 3) 利用にあたって、研究目的の利用の場合には、国の定める研究倫理関連の指針を遵守すること。規約第12条第1項にもとづいて決定された表示方法を遵守すること。
- 4) 利用は、公序良俗に反するものでないこと。
- 5) 利用は、反社会的勢力との関わりがないこと。
- 6) その他、利用する本活動成果ごとに本コンソーシアム幹事会が決定した利用条件がある場合には、それを遵守すること。

第3条 規約第14条第6項に記載された利用許諾条件は以下のすべてを満たすこととする。

- 1) 会員は、許諾時点までに以下のいずれかを満たしていること。
  - ① 許諾時点がコンソーシアム設立後2年未満においては、設立後3ヶ月以内に加入しており、かつその許諾時点まで継続して加入していること。
  - ② 許諾時点がコンソーシアム設立後2年以上においては、許諾時点まで1年9ヶ月以上継続して加入していること。
- 2) 会員は、利用許諾後2年以上継続して本コンソーシアムに加入していく予定であることを書面(電子的書面を含む、以下同じ)で誓約していること。
- 3) 会員は、会費の滞納実績が無いこと。
- 4) 会員は、成果物の利用目的を書面で明らかにすること。

- 5) 反社会的勢力との関わりが無いことを表明保証する書面の提出があること

以上